

令和元年11月29日開会

令和元年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和元年11月臨時会議議案

(1)

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第7号	宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第8号	宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号	宮古市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号	平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号	令和元年台風第19号により被災した者に対する市税の減免に関する条例
議案第12号	令和元年台風第19号により被災した者に対する国民健康保険税の減免に関する条例
議案第13号	令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例
議案第14号	令和元年台風第19号により被災した者に対する介護保険料の減免に関する条例
議案第15号	財産の取得に関し議決を求めることについて

議案第7号

宮古市一般職の職員の給与に関する条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(宮古市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮古市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年宮古市条例第49号)の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
2	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して<u>49,300円の範囲内</u>で規則で定める額(育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の4 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して<u>35,000円の範囲以内</u>で規則で定める額(育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>(3) [略]</p>

3～7 [略]

3～7 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	

31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	

71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			

	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200

15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
22	323,800	397,200	450,300	515,700	
23	327,300	399,700	452,600	517,600	
24	330,600	401,800	454,900	519,500	
25	334,100	403,800	456,900	521,200	
26	336,800	406,100	459,200	523,000	
27	339,400	408,300	461,400	524,800	
28	342,000	410,600	463,700	526,600	
29	344,800	412,900	465,800	528,200	
30	346,700	415,000	468,100	530,000	
31	348,900	417,000	470,400	531,800	
32	351,300	419,100	472,600	533,600	
33	353,500	421,000	474,600	535,200	
34	355,800	422,800	476,700	537,000	
35	357,900	424,600	478,800	538,700	
36	360,200	426,600	480,900	540,500	
37	362,400	428,500	483,000	542,100	
38	364,800	430,500	484,800	543,700	
39	367,000	432,400	486,600	545,100	
40	369,000	434,400	488,400	546,700	
41	371,300	436,200	490,100	548,200	
42	372,500	438,000	491,900	549,600	
43	373,900	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	



53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		

	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	

26	192, 100	227, 000	256, 400	284, 500	330, 500
27	193, 600	228, 300	257, 800	286, 300	332, 500
28	195, 000	229, 600	259, 300	287, 900	334, 500
29	196, 500	230, 900	260, 700	289, 600	335, 800
30	197, 700	232, 300	262, 300	291, 400	337, 600
31	199, 000	233, 800	263, 900	293, 200	339, 300
32	200, 300	235, 200	265, 400	295, 100	341, 100
33	201, 700	236, 200	266, 800	296, 800	342, 800
34	203, 100	237, 500	268, 500	298, 500	344, 600
35	204, 400	238, 500	270, 100	300, 300	346, 500
36	205, 800	239, 700	271, 700	302, 100	348, 300
37	206, 900	241, 000	273, 200	303, 400	350, 100
38	208, 200	242, 300	274, 700	305, 100	351, 800
39	209, 500	243, 400	276, 300	306, 600	353, 400
40	210, 800	244, 700	277, 700	308, 200	355, 100
41	211, 900	246, 000	279, 200	309, 900	356, 300
42	213, 100	247, 000	280, 800	311, 600	357, 400
43	214, 300	248, 200	282, 500	313, 200	358, 600
44	215, 500	249, 300	284, 200	314, 900	359, 800
45	216, 700	250, 400	285, 700	315, 800	361, 000
46	217, 800	251, 700	287, 400	317, 200	361, 800
47	218, 800	253, 000	289, 100	318, 700	363, 000
48	219, 900	254, 200	290, 700	320, 300	364, 100
49	220, 900	255, 800	291, 900	321, 700	365, 100
50	221, 900	257, 200	293, 500	323, 000	366, 100
51	222, 800	258, 400	294, 800	324, 200	367, 100
52	223, 800	259, 600	296, 400	325, 500	368, 100
53	224, 100	260, 700	297, 700	326, 600	368, 900
54	224, 900	262, 000	299, 200	327, 600	369, 700
55	225, 600	263, 300	300, 600	328, 700	370, 600
56	226, 400	264, 400	302, 100	329, 700	371, 500
57	227, 100	265, 200	303, 100	330, 200	372, 000
58	228, 000	266, 500	304, 300	331, 100	372, 800
59	228, 700	267, 800	305, 500	331, 900	373, 600
60	229, 400	269, 100	306, 900	332, 800	374, 400
61	230, 300	270, 000	308, 200	333, 600	374, 800
62	231, 000	271, 200	309, 400	333, 900	375, 500
63	231, 900	272, 500	310, 700	334, 500	376, 200
64	232, 900	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900
65	233, 500	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300

66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	

	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、診療所に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他市長の定める医療技術員としてその業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900

24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100

64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	

104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		



	144	303,200	334,300			
	145	303,400	334,600			
	146	303,600	335,000			
	147	303,900	335,400			
	148	304,300	335,800			
	149	304,500	336,100			
	150	304,700	336,500			
	151	305,000	336,900			
	152	305,300	337,300			
	153	305,700	337,600			
	154	305,900				
	155	306,100				
	156	306,400				
	157	306,700				
	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、診療所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 宮古市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年宮古市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて</p>

はならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の9.5を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

はならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の9.5を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1備考のただし書を削る。

(宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前																
1	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職</p>	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	[略]		<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職</p>	号給	給料月額		円	1	<u>374,000</u>	[略]	
号給	給料月額																	
	円																	
1	<u>375,000</u>																	
[略]																		
号給	給料月額																	
	円																	
1	<u>374,000</u>																	
[略]																		

<p>員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>2 (給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第10条の2第4項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年宮古市条例第20号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第10条の2第4項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定める者に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正部分及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の表の2の項の改正部分 令和2年1月1日
  - (2) 第2条の規定及び第3条の表の2の項の改正部分 令和2年4月1日
- 2 第1条の規定（同条の表の改正部分を除く。次項において同じ。）による改正後の宮古市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（同条の表の1の項の第7条の改正部分に限る。次項において同じ。）による改正後の宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮古市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給

与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
(成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の一部改正)
- 5 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例(令和元年宮古市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

(勤勉手当)	(勤勉手当)
第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。	第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、 <u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u> 、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した職員にあっては、 <u>退職し、若しくは失職し</u> 、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額
(2) [略]	(2) [略]
3~5 [略]	3~5 [略]

を

」

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

改める。

令和元年11月29日提出

宮古市長 山本正徳

理由

人事院勧告等の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮古市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p>
2	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 170</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表の 2 の項の改正部分は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 11 月 29 日提出

宮古市長 山本正徳

理由

一般職の職員の給与改定内容に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

宮古市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

宮古市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（平成17年宮古市条例第46号）の一部を次のように改正する。

	改正後	改正前
1	<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第7条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年宮古市条例第49号)第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第7条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年宮古市条例第49号)第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額」とする。</p>
2	<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第7条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年宮古市条例第49号)第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第7条 通勤手当及び期末手当は、一般職の職員の例による。この場合において、宮古市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年宮古市条例第49号)第20条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「その者が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額」とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表の2の項の改正部分は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月29日提出

宮古市長 山本正徳

理由

一般職の職員の給与改定内容に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例（平成28年宮古市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の免除) 第2条 平成28年9月分から令和2年12月分までのへき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。 (1)・(2) 〔略〕	(使用料の免除) 第2条 平成28年9月分から平成31年12月分までのへき地保育所等の利用に係る使用料（以下「使用料」という。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。 (1)・(2) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日提出

宮古市長 山本正徳

理由

平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除の期間を延長しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第11号

令和元年台風第19号により被災した者に対する市税の減免に関する条例

(趣旨)

第1条 令和元年台風第19号(以下「台風第19号」という。)により被災した者で市民税、固定資産税及び軽自動車税(以下「市税」という。)の納税義務者に対して課し、又は課すべき市税の減免に関しては、この条例の定めるところによる。

(市民税の減免)

第2条 令和元年度分の個人の市民税のうち、令和元年10月12日以後に納期の末日が到来するものについては、納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、個人の市民税の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。

- (1) 台風第19号により死亡した場合又は行方が不明となった場合若しくは重篤な傷病を負った場合 10分の10
- (2) 台風第19号により居住する住宅に損害を受けた場合又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハ(次表において「長期避難世帯」という。)に該当することとなった場合 次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表の右欄に定める割合

損害の程度	減免の割合
住宅が全壊の場合又は長期避難世帯に該当する場合	10分の10
住宅が大規模半壊又は半壊の場合	10分の5

- (3) 台風第19号により令和元年における事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかの額に減少が見込まれ、その減少見込額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が、平成30年中における当該事業収入等の額の10分の3以上である場合で、同年中の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第23条第1項第13号に規定する合計所得金額又は法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下である場合(当該合計所得金額のうち減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える場合を除く。) 事業収入等に係る所得に対する市民税の額(令和元年度分の市民税の額を減少が見込まれる事業収入等に係る平成30年中における所得と同年中の当該所得以外の所得の金額とを按分して得た額)

に次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める割合

平成30年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下の場合	10分の10
300万円を超え400万円以下の場合	10分の8
400万円を超え550万円以下の場合	10分の6
550万円を超え750万円以下の場合	10分の4
750万円を超える場合	10分の2

- (4) 台風第19号により事業等を廃止した場合又は失業することとなった場合 10分の10

2 法人の市民税のうち、申告納付期限が令和元年10月12日から令和2年10月11

日までの間に到来する法人の市民税の均等割について、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人が台風第19号により当該事務所等に損害を受けた場合（複数の事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等に損害を受けた場合に限る。）は、次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。

損害の程度	減免の割合
事務所等が全壊、大規模半壊又は半壊の場合	10分の10
事務所等が一部損壊の場合	10分の5

（被災土地等の固定資産税の減免）

第3条 固定資産税の納税義務者で、その者の所有に係る土地、家屋又は償却資産（以下「固定資産」という。）につき台風第19号により損害を受けた者に対しては、令和元年度分の固定資産税のうち、令和元年10月12日以後に納期の末日が到来するものについては、固定資産が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該固定資産に係る固定資産税の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。

- (1) 河川、下水路等の氾濫等により滅失し、又は損壊した家屋及びその敷地である土地並びに浸水、土砂流入等により従前の使用ができなくなった土地 10分の10
- (2) 前号に規定する固定資産に該当しない固定資産 次の表の左欄に掲げる固定資産について、中欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表の右欄に定める割合

固定資産	損害の程度	減免の割合
土地	損害面積が当該土地の面積の10分の8以上の場合	10分の10
	損害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満の場合	10分の8
	損害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満の場合	10分の6
	損害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満の場合	10分の4
家屋	全壊の場合	10分の10
	大規模半壊の場合	10分の8
	半壊の場合	10分の6
償却資産	全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめない場合又は復旧不能の場合	10分の10
	主要構造部分が著しく損傷し、大規模修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
	使用目的を著しく損じた場合で、当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
	使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

2 前項に規定する土地及び家屋で、宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の

減免に関する条例（平成26年宮古市条例第38号）第2条第3項第2号に規定する2分の1減額課税土地等に該当する土地及び家屋については、当該土地及び家屋に係る固定資産税額の2分の1に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額から減額した後に、前項の規定を適用する。

（代替土地の固定資産税の減免）

第4条 被災住宅用地（台風第19号により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和元年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたものをいう。以下同じ。）の所有者等が、令和元年10月12日から令和6年3月31日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市長が認める土地の取得（共有持分の取得を含む。以下この条において同じ。）をした場合における当該取得された土地（以下この条において「代替土地」という。）で新たに固定資産税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税については、代替土地のうち被災住宅用地に相当する土地として次の各号に掲げる代替土地の区分に応じ、当該各号に定める土地を住宅用地とみなして、当該土地に課すべき固定資産税の額の3分の1の額とする。

- (1) 共有物である土地以外の土地 従前土地所有者（第3項第1号に掲げる者又は同項第2号から第4号までに掲げる者に係る同項第1号に掲げる者をいう。次号において同じ。）が有していた被災住宅用地の面積（当該被災住宅用地が共有物である場合にあっては、その持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積とし、代替土地の面積を超える場合にあっては、当該代替土地の面積とする。）に相当する土地
- (2) 共有物である土地 第3項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積（従前土地所有者が有していた被災住宅用地の面積（当該被災住宅用地が共有物である場合にあっては、従前土地所有者が有していた持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積）を超える場合は、当該面積）の合計に相当する土地
- 2 前項の規定により住宅用地とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち令和元年度分の固定資産税について法第349条の3の2第2項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地の固定資産税については、前項の規定にかかわらず、当該土地に課すべき固定資産税の額の6分の1の額とする。
- 3 第1項に規定する被災住宅用地の所有者等とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 被災住宅用地の所有者（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
  - (2) 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があったときにおけるその者の相続人
  - (3) 個人である第1号に掲げる者（以下この号において「個人所有者」という。）の3親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該個人所有者と同居する予定であると市長が認める者
  - (4) 第1号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併に

より消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災住宅用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の3に規定する分割承継法人

（代替軽自動車等の軽自動車税の種別割の免除）

第5条 台風第19号により滅失し、又は損壊した自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項の自動車及び同条第3項の原動機付自転車をいう。）（以下「被災自動車」という。）の所有者が当該被災自動車に代わるものと市長が認める原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を令和元年10月12日から令和3年4月1日までの期間に取得した場合における当該軽自動車等の所有者に対しては、当該所有者が次に掲げる者に該当する場合には、令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税のうち軽自動車等の取得後に新たに種別割を課することとなる年度に限り、当該種別割を免除するものとする。

- (1) 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車又は軽自動車（2輪のものを除く。以下この号において「普通自動車等」という。）を台風第19号により滅失し、又は損壊した所有者であって、被災した普通自動車等に代わる軽自動車を取得したもの
- (2) 原動機付自転車、軽自動車（2輪のものに限る。）又は2輪の小型自動車（以下この号において「2輪自動車等」という。）を台風第19号により滅失し、又は損壊した所有者であって、被災した2輪自動車等に代わる2輪自動車等を取得したもの
- (3) 小型特殊自動車を台風第19号により滅失し、又は損壊した所有者であって、被災した小型特殊自動車に代わる小型特殊自動車を取得したもの

2 前項の被災自動車に代わるものとして取得した軽自動車等の用途については、被災自動車の用途と同様としなければならない。

（減免の申請等）

第6条 第2条から前条までの規定による市税の減免を受けようとする者は、市長の指定する日までに、減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市税を減免すべき事由があることが明らかであると認める場合は、前項の規定による申請書の提出を待たずに、職権により市税を減免することができる。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、市税の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宮古市国民健康保険税条例の一部改正）

2 宮古市国民健康保険税条例（平成17年宮古市条例第77号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

20 [略]

(令和元年台風第19号により被災した者に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が所有する土地又は家屋が令和元年台風第19号により被災した者に対する市税の減免に関する条例(令和元年宮古市条例第号)第3条の規定の適用を受ける場合における第4条、第8条及び第12条の規定の適用については、令和元年度分の国民健康保険税のうち、令和元年10月12日以後に普通徴収の納期の末日(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものに限り、第4条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「令和元年台風第19号により被災した者に対する市税の減免に関する条例(令和元年宮古市条例第号。以下「令和元年減免条例」という。)第3条の規定による固定資産税の減免後の令和元年度分の固定資産税額」と、第8条中「当該年度分の固定資産税」とあり、及び第12条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「令和元年減免条例第3条の規定による固定資産税の減免後の令和元年度分の固定資産税額」とする。

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が所有する土地が令和元年減免条例第4条の規定の適用を受ける場合における第4条、第8条及び第12条の規定の適用については、令和2年度分から令和9年度分までの国民健康保険税に限り、第4条中「当該年度分固定資産税額」とあるのは「令和元年台風第19号により被災した者に対する市税の減免に関する条例(令和元年宮古市条例第号。以下「令和元年減免条例」という。)第4条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」と、第8条中「当該年度分の固定資産税」とあり、及び第12条中「当該年度分の固定資産税額」とあるのは「令和元年減免条例第4条の規定による固定資産税の減免後の当該年度分の固定資産税額」とする。

20 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

令和元年11月29日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和元年台風第19号により被災した者に対する市民税、固定資産税及び軽自動車税を

減免しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

令和元年台風第19号により被災した者に対する国民健康保険税の減免に関する条例

(趣旨)

第1条 令和元年台風第19号(以下「台風第19号」という。)により被災した者で国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」という。)である者の属する世帯の世帯主に対して課し、又は課すべき国民健康保険税の減免に関しては、この条例の定めるところによる。

(国民健康保険税の減免)

第2条 令和元年度分の国民健康保険税のうち、令和元年10月12日以後に普通徴収の納期の末日(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、国民健康保険税の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。

- (1) 台風第19号により納税義務者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡した場合又は行方が不明となった場合若しくは重篤な傷病を負った場合 10分の10
- (2) 台風第19号により納税義務者の属する世帯の主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた場合又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハ(次表において「長期避難世帯」という。)に該当することとなった場合 当該納税義務者である世帯主及びその世帯に属する全ての被保険者について算定した国民健康保険税の額の合計額に次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表の右欄に定める割合

損害の程度	減免の割合
住宅が全壊の場合又は長期避難世帯に該当する場合	10分の10
住宅が大規模半壊又は半壊の場合	10分の5

- (3) 台風第19号により納税義務者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年における事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかの額に減少が見込まれ、その減少見込額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が、平成30年中における当該事業収入等の額の10分の3以上である場合で、同年中の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下である場合(当該合計所得金額のうち減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える場合を除く。) 当該納税義務者及びその世帯に属する全ての被保険者について算定した国民健康保険税の額の合計額に、当該合計額の算定の根拠となった全ての被保険者の平成30年中における合計所得金額に占める減少が見込まれる事業収入等に係る同年中の所得金額の割合を

乗じて得た額に次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める割合

平成30年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下の場合	10分の10
300万円を超え400万円以下の場合	10分の8
400万円を超え550万円以下の場合	10分の6
550万円を超え750万円以下の場合	10分の4
750万円を超える場合	10分の2

(4) 台風第19号により納税義務者の属する世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止した場合又は失業することとなった場合（当該主たる生計維持者が宮古市国民健康保険税条例（平成17年宮古市条例第77号）第26条の2に規定する特例対象被保険者等に該当する場合を除く。） 10分の10

(5) 台風第19号により納税義務者の属する世帯の主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった場合 当該納税義務者の属する世帯の全ての被保険者について算定した国民健康保険税額と行方が不明となった被保険者を除いた当該世帯の全ての被保険者について算定した国民健康保険税との差額  
(減免の申請等)

第3条 前条の規定による国民健康保険税の減免を受けようとする者は、市長の指定する日までに、減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、国民健康保険税を減免すべき事由があることが明らかであると認める場合は、前項の規定による申請書の提出を待たずに、職権により国民健康保険税を減免することができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、国民健康保険税の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和元年台風第19号により被災した者に対する国民健康保険税を減免しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第13号

令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例

(趣旨)

第1条 令和元年台風第19号(以下「台風第19号」という。)により被災した者のへき地保育所、児童館及び学童の家(以下「へき地保育所等」という。)の使用料の免除に関しては、この条例の定めるところによる。

(使用料の免除)

第2条 令和元年10月分(同年10月12日から同月31日までの利用に限る。以下同じ。)から令和2年12月分までのへき地保育所等の利用に係る使用料(以下「使用料」という。)については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全額を免除するものとする。

- (1) 台風第19号により、へき地保育所等の入所又は入館が決定した児童(以下「入所児童」という。)の居住する住宅に損害を受けた場合で、その損害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊の場合
- (2) 台風第19号により、入所児童の属する世帯の世帯主又はその世帯に属する者の令和元年における事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入(以下「事業収入等」という。)の額の合計額に減少が見込まれ、その減少見込額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除して得た額)が平成30年中における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上である場合

2 前項の規定により免除する令和元年10月分の使用料の額は、使用料の月額を25で除して得た額に、同年10月12日から同月31日までににおける在所又は在館の日数(休業又は休館に係る日数を除く。)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

(免除の申請)

第3条 前条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、市長の指定する日までに、免除を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(免除の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに使用料の免除の可否を決定し、当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、使用料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日提出

宮古市長 山本正徳

理由

令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料を免除しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

令和元年台風第19号により被災した者に対する介護保険料の減免に関する条例  
(趣旨)

第1条 令和元年台風第19号(以下「台風第19号」という。)により被災した者で第1号被保険者である者に対して課し、又は課すべき介護保険料(以下「保険料」という。)の減免に関しては、この条例の定めるところによる。

(保険料の減免)

第2条 令和元年度分の保険料のうち、令和元年10月12日以後に普通徴収の納期の末日(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものについては、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を減免するものとする。

- (1) 台風第19号により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡した場合又は行方が不明となった場合若しくは重篤な傷病を負った場合 10分の10
- (2) 台風第19号により第1号被保険者の居住する住宅に損害を受けた場合又は被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハ(次表において「長期避難世帯」という。)に該当することとなった場合 次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表の右欄に定める割合

損害の程度	減免の割合
住宅が全壊の場合又は長期避難世帯に該当する場合	10分の10
住宅が大規模半壊又は半壊の場合	10分の5

- (3) 台風第19号により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年における事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかの額に減少が見込まれ、その減少見込額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が、平成30年中における当該事業収入等の額の10分の3以上である場合(同年中の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第3号に規定する合計所得金額をいう。)のうち減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える場合を除く。)

第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の平成30年中における合計所得金額に占める減少が見込まれる事業収入等に係る同年中の所得金額の割合に次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免の割合を乗じて得た割合

合計所得金額	減免の割合
200万円以下の場合	10分の10
200万円を超える場合	10分の8

- (4) 台風第19号により第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止した場合又は失業することとなった場合 10分の10

(減免の申請等)

第3条 前条の規定による保険料の減免を受けようとする者は、市長の指定する日までに、

減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、保険料を減免すべき事由があることが明らかであると認める場合は、前項の規定による申請書の提出を待たずに、職権により保険料を減免することができる。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、保険料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月29日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

令和元年台風第19号により被災した者に対する介護保険料を減免しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第15号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び宮古市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宮古市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

（仮称）宮古創生センター整備事業の用に供するため

2 取得する財産

(1) 土地

財産の所在地	細目	面積	取得価格
宮古市神林45番5及び神林45番86	宅地	11,331.88 m <sup>2</sup>	105,000,000 円

(2) 建物

財産の所在地	細目	構造等	延床面積	取得価格
宮古市神林45番5	庁舎等	鉄筋コンクリート造 4階建て1棟ほか	3,388.61 m <sup>2</sup>	69,080,000 円
	その他 工作物	一式	—	

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手先

岩手県

令和元年11月29日提出

宮古市長 山本正徳

理由

（仮称）宮古創生センター整備事業の用に供する土地、建物及び工作物を買入れしようとするものである。これがこの議案を提出する理由である。